

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の灾害リスク

【地理】

守谷市は、茨城県の南西端に位置し、東京都心から 40 キロメートル圏内にあり、東は取手市、西は常総市、北はつくばみらい市に隣接し、南は利根川を挟んで千葉県野田市と柏市に相対した市である。

鉄道は、秋葉原駅とつくば駅を結ぶ首都圏新都市鉄道・つくばエクスプレス及び関東鉄道常総線が通り、道路は東京・茨城方面への常磐自動車道、栃木・福島方面への国道 294 号が通っている。特に常磐自動車道の守谷サービスエリアは東京方面最後のサービスエリア、水戸・いわき方面最初のサービスエリアであり、茨城県の玄関口として多くの方々に利用されている。

地勢は、茨城県南部から千葉県北部にわたる大きな洪積台地である「常総台地」から枝状に伸びる猿島台地の先端部分に位置し、利根川東遷工事及び鬼怒川開削工事により、三方向を利根川・鬼怒川・小貝川に囲まれた島状の地形となっている。

(洪水 : ハザードマップ)

当市のハザードマップによる想定し得る最大規模の降雨量（利根川流域、八斗島上流域の 72 時間総雨量 491mm、鬼怒川流域、石井上流域の 72 時間総雨量 669mm、小貝川流域、黒子上流域の 72 時間総雨量 778mm）で、河川に近い地域に 5m～10m の浸水が散在して予想されている。また、利根川と鬼怒川の合流する地域では、10m を超える浸水地域も予想されている。

(土砂災害 : ハザードマップ)

土砂災害警戒区域等の状況は、土砂災害防止法に基づく急傾斜地崩壊危険箇所による土砂災害警戒区域（特別も同数）として、市内 14 地区 22 箇所が県による指定とされている。

土砂災害危険箇所等の状況（単位：箇所）

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	箇所分類	警戒区域（特別警戒区域）	
		地区	箇所
急傾斜地の崩壊	I	4 (4)	10 (10)
	II	6 (6)	7 (7)
	III	4 (4)	5 (5)

※箇所分類： I は、人家 5 戸以上等の箇所、 II は人家 1～4 戸、 III は 0 戸

※ () 書きは土砂災害（特別）危険区域の個数

(地震)

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、当市は震度 5 強を観測した。現在守谷市の地震想定としては、茨城県南部地震を脅威の対象として地震の規模 Mw7.3 、最大震度 6 強と想定して被害の想定を行っているが、地震の規模や人口動向に注視し、被害想定の見直し対応が必要である。

(その他)

本市においては、風水害記録が極端に少ないが、過去に洪水による被害を受けたこともあった。近年は堤防や排水樋管の整備により、大規模な浸水被害は少なくなった。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を及ぼしている。

新型コロナウイルスの影響は大きく一部の事業所で売上増加も見られたが、コロナ前の数字には戻っていない。売上減少に加えて物価が上昇し、利益を逼迫している。資金が手元に残らないので固定費を抑えるための従業員の解雇や仕入量の削減を余儀なくされ、その結果として生産性が落ちるという悪循環に陥っている。資金繰りについても、融資制度を利用しつつ営業活動を行っているが、現状が続くと返済が困難になることが懸念される。

(2) 商工業者の現状

- ・商工業者等数 : 1,868人
- ・小規模事業者数 : 1,290人

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
建設業	197	188	市内に広く分布している
製造業	135	98	工業団地に集中している
電気・ガス・水道業	3	2	市内に広く分布している
情報通信・運輸業	66	36	市内に広く分布している
卸売・小売業	497	364	市内に広く分布している
金融・保険業	28	12	市内に広く分布している
不動産業	180	174	市内に広く分布している
サービス業	762	416	市内に広く分布している

出典元：平成26年経済センサス

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・守谷市地域防災計画策定
- ・守谷市国土強靭化計画策定
- ・守谷市国民保護計画策定
- ・地域防災訓練の実施
- ・防災倉庫の設置
- ・防災備品の備蓄
- ・防災ハザードマップ作成・配付
- ・守谷市揺れやすさマップ作成
- ・自主防災組織結成補助、資器材整備等の補助
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画策定
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う支援策（協力金、補助金等）

2) 当会の取組

(自然災害)

- ・事業継続力強化計画やBCPの策定、見直しをする際の専門家派遣制度、防災・減災への取組に関する融資制度等、国や県の支援施策について、巡回・窓口相談等により周知している。
- ・茨城県火災共済協同組合等と連携し、災害時に備える会員向け保険制度への加入促進に取り組んでいる。

(感染症)

- ・資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、持続化給付金、休業要請への対応など関連する施策の情報提供を行っている。
- ・茨城県、茨城県商工会連合会、守谷市と連携した感染症拡大防止のための情報を発信している。
- ・当会会員20社を対象に、感染症により企業活動にどんな影響を受けているのかについて実態調査を実施している。

2 課題

(商工会の課題)

- ・市と商工会の間で災害時の協力や連携の体制が整っていない。当会が災害に対する体制について不十分であることや、市の担当課と定期的に情報交換をしていないため、事業所の支援をする際に十分な情報を提供しきれていない。
- ・事業者に対する支援について、事業計画策定や販路開拓支援が中心でBCPまで支援する時間がない。
- ・支援する商工会職員の災害リスクに関するスキルが低く、指導体制が不十分である。専門知識やノウハウを習得する機会も少なく、専門家や損害保険会社に頼らざるを得ない。
- ・災害発生時における対応のトレーニングが充分になされていないため、緊急対応の知識・行動を職員に周知・教育できていない。
- ・当会には、有事の際の防災経験及び訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

(管内事業者の課題)

- ・地域柄、自然災害が少ないので加え、感染症を災害だと理解している事業者が少ない。
- ・事業継続力強化計画及びBCPの認知が十分でなく、啓蒙活動の強化が必要。
- ・地域の災害リスクについて理解している事業所が少ないので周知させる必要がある。
- ・管内事業者には小規模事業者（特に家族のみで経営している事業者）が多く、BCPへの関心が低い。BCPを取り組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分である。
- ・今後の防災対策よりも現在の経営状況からの脱却が急務と考えている事業者が多いので、BCPまで思いを巡らせる余裕がまだない。

3 目標

- ・発災時、非常時における連絡や情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・管内の小規模事業者に対して自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知させるため、定期的に制度の案内を発送する。
- ・行政（国・県・市）や茨城県商工会連合会からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。
- ・緊急の支援策などの重要な情報を迅速に広く広報する。
- ・当会職員の災害に対する知識を研修や情報共有などで深めるとともに、専門家や損害保険会社との連携体制を確立させることで、計画策定支援をしやすい環境を整える。
 - ➡事業継続力強化計画認定 10 社
 - ➡各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む）30 社
- ・組織として対応できるよう、日頃から知識を共有するなどの措置を講じる。
- ・館内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築を図る。
- ・感染症発生時には、専門的な知見を有する保健所などの行政機関や茨城県商工会連合会と緊密な連携をとり、感染症に対する正しい知識や感染防止策等の周知に努める。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・当市と本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に「守谷市防災ハザードマップ」等を用いながら、会員事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において国や当市の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家や損保会社等を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和4年度に事業継続計画（BCP）を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・損保会社である茨城県火災共済協同組合や上部団体である茨城県商工会連合会と連携し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや各種保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示、セミナー等の共催を依頼する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し隨時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・避難訓練、安否確認訓練、事業継続に係るバックアップの手順を確認する。
- ・自然災害（震度6弱以上の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

<2. 発災後の対策>

◆大規模自然災害

自然災害による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋状況や道路状況等）を当会と当市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。等
- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に関係機関と情報共有する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な損害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	<ul style="list-style-type: none">① 相談窓口の設置② 被害調査③ 経営課題把握④ 復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	<ul style="list-style-type: none">① 相談窓口の設置② 被害調査③ 経営課題把握
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。	特に行わない

3) 被害情報の共有

- ・当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回情報共有する
1週間～2週間	1日に2回情報共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回情報共有する
1ヶ月以降	1週間に1回情報共有する

◆感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況や工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・当会と当市は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

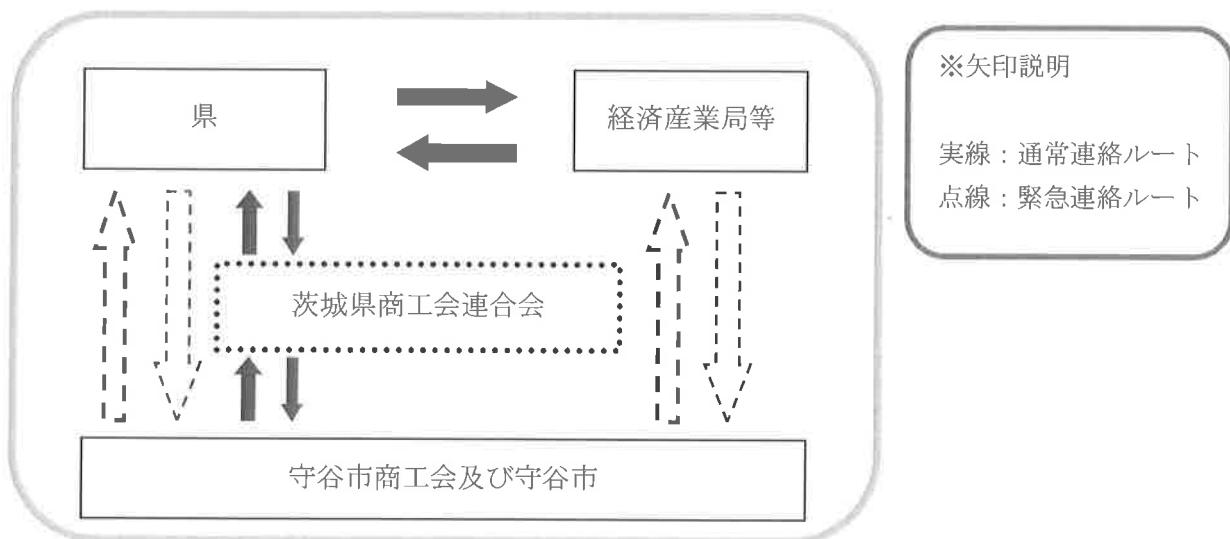
海外発生期	1週間に1回情報共有する
国内発生早期	1週間に1回情報共有する
国内感染期	2日に1回情報共有する
国内感染拡大期	1日に1回情報共有する

4) 被害情報の報告

- ・当会と当市で情報を共有した上で、当市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当市より茨城県へ報告する。



(被害状況様式) 茨城県産業戦略部災害対応マニュアル様式

項目	内容	備考
1	2	3
4	5	6
7	8	9
10	11	12
13	14	15
16	17	18
19	20	21
22	23	24
25	26	27
28	29	30
31	32	33
34	35	36
37	38	39
40	41	42
43	44	45
46	47	48
49	50	51
52	53	54
55	56	57
58	59	60
61	62	63
64	65	66
67	68	69
70	71	72
73	74	75
76	77	78
79	80	81
82	83	84
85	86	87
88	89	90
91	92	93
94	95	96
97	98	99
100	101	102
103	104	105
106	107	108
109	110	111
112	113	114
115	116	117
118	119	120
121	122	123
124	125	126
127	128	129
130	131	132
133	134	135
136	137	138
139	140	141
142	143	144
145	146	147
148	149	150
151	152	153
154	155	156
157	158	159
160	161	162
163	164	165
166	167	168
169	170	171
172	173	174
175	176	177
178	179	180
181	182	183
184	185	186
187	188	189
190	191	192
193	194	195
196	197	198
199	200	201
202	203	204
205	206	207
208	209	210
211	212	213
214	215	216
217	218	219
220	221	222
223	224	225
226	227	228
229	230	231
232	233	234
235	236	237
238	239	240
241	242	243
244	245	246
247	248	249
250	251	252
253	254	255
256	257	258
259	260	261
262	263	264
265	266	267
268	269	270
271	272	273
274	275	276
277	278	279
280	281	282
283	284	285
286	287	288
289	290	291
292	293	294
295	296	297
298	299	300
301	302	303
304	305	306
307	308	309
310	311	312
313	314	315
316	317	318
319	320	321
322	323	324
325	326	327
328	329	330
331	332	333
334	335	336
337	338	339
340	341	342
343	344	345
346	347	348
349	350	351
352	353	354
355	356	357
358	359	360
361	362	363
364	365	366
367	368	369
370	371	372
373	374	375
376	377	378
379	380	381
382	383	384
385	386	387
388	389	390
391	392	393
394	395	396
397	398	399
400	401	402
403	404	405
406	407	408
409	410	411
412	413	414
415	416	417
418	419	420
421	422	423
424	425	426
427	428	429
430	431	432
433	434	435
436	437	438
439	440	441
442	443	444
445	446	447
448	449	450
451	452	453
454	455	456
457	458	459
460	461	462
463	464	465
466	467	468
469	470	471
472	473	474
475	476	477
478	479	480
481	482	483
484	485	486
487	488	489
490	491	492
493	494	495
496	497	498
499	500	501
502	503	504
505	506	507
508	509	510
511	512	513
514	515	516
517	518	519
520	521	522
523	524	525
526	527	528
529	530	531
532	533	534
535	536	537
538	539	540
541	542	543
544	545	546
547	548	549
550	551	552
553	554	555
556	557	558
559	560	561
562	563	564
565	566	567
568	569	570
571	572	573
574	575	576
577	578	579
580	581	582
583	584	585
586	587	588
589	590	591
592	593	594
595	596	597
598	599	600
601	602	603
604	605	606
607	608	609
610	611	612
613	614	615
616	617	618
619	620	621
622	623	624
625	626	627
628	629	630
631	632	633
634	635	636
637	638	639
640	641	642
643	644	645
646	647	648
649	650	651
652	653	654
655	656	657
658	659	660
661	662	663
664	665	666
667	668	669
670	671	672
673	674	675
676	677	678
679	680	681
682	683	684
685	686	687
688	689	690
691	692	693
694	695	696
697	698	699
700	701	702
703	704	705
706	707	708
709	710	711
712	713	714
715	716	717
718	719	720
721	722	723
724	725	726
727	728	729
730	731	732
733	734	735
736	737	738
739	740	741
742	743	744
745	746	747
748	749	750
751	752	753
754	755	756
757	758	759
760	761	762
763	764	765
766	767	768
769	770	771
772	773	774
775	776	777
778	779	780
781	782	783
784	785	786
787	788	789
790	791	792
793	794	795
796	797	798
799	800	801
802	803	804
805	806	807
808	809	810
811	812	813
814	815	816
817	818	819
820	821	822
823	824	825
826	827	828
829	830	831
832	833	834
835	836	837
838	839	840
841	842	843
844	845	846
847	848	849
850	851	852
853	854	855
856	857	858
859	860	861
862	863	864
865	866	867
868	869	870
871	872	873
874	875	876
877	878	879
880	881	882
883	884	885
886	887	888
889	890	891
892	893	894
895	896	897
898	899	900
901	902	903
904	905	906
907	908	909
910	911	912
913	914	915
916	917	918
919	920	921
922	923	924
925	926	927
928	929	930
931	932	933
934	935	936
937	938	939
940	941	942
943	944	945
946	947	948
949	950	951
952	953	954
955	956	957
958	959	960
961	962	963
964	965	966
967	968	969
970	971	972
973	974	975
976	977	978
979	980	981
982	983	984
985	986	987
988	989	990
991	992	993
994	995	996
997	998	999
999	999	999

< 4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の設置方法について守谷市と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

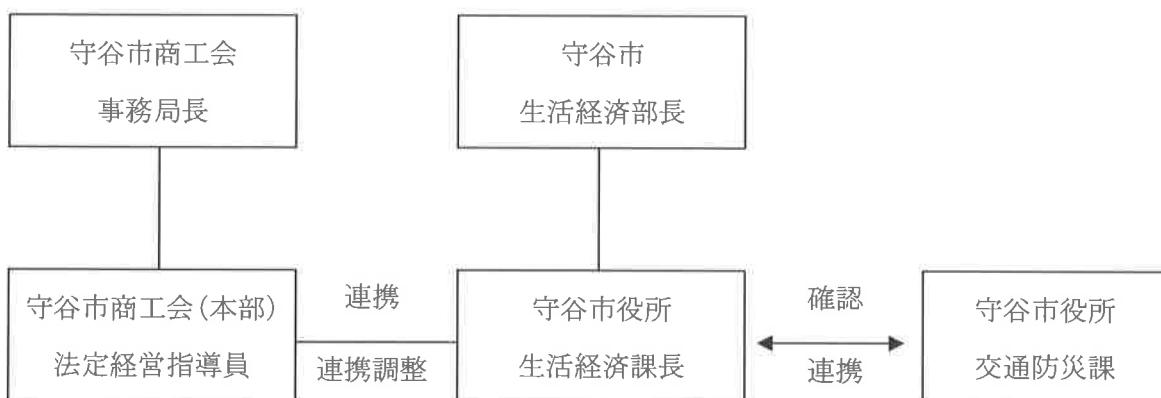
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年10月現在)

1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先
経営指導員 松田 好弘（連絡先は後述（3）①参照）

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）
・本計画の具体的な取組の企画や実行
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

- ①商工会／商工会議所

守谷市商工会
〒302-0109 茨城県守谷市本町19番地
TEL: 0297-48-0339 / FAX: 0297-45-3376
E-mail: ms1999@apricot.ocn.ne.jp

- ②関係市町村

守谷市役所 生活経済部経済課
〒302-0198 守谷市大柏950番地の1
TEL: 0297-45-1111 / FAX: 0297-45-5703
E-mail: keizai@city.moriya.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
・防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、守谷市補助金、茨城県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・連携無し
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等